

# 生振小学校いじめ防止基本方針

R7.12 改訂

## 1. はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法や石狩市のいじめ防止基本方針及びいじめ問題への取組マニュアルを参照し、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立って、本校の児童一人一人が、楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめ（インターネットを通じて行われるものも含む）の無い学校をつくるために「生振小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、次のとおり定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かについては、いじめられた児童生徒の立場に立って、上記法律の定義に忠実に判断する。また、「継続的」「集団的」「一方的」など他の要素については加味しない。

### 【例として】

- ア 冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする、など。

上記「いじめ」の中には、犯罪行為として扱われるべきものもある。そうした場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察等に相談・通報し関係機関と連携を図るものとする。

## 3. 本校におけるいじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 学校、学級内におけるいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (3) いじめの未然防止に関する児童の主体的な取組を支援します。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- (5) いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 4. 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会

- ①いじめ防止等に関する措置を実効的に執り行うため、校長、教頭、指導部代表、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー（非常勤）、必要に応じ該当学級担任による「いじめ対策委員会」を設置し、校務分掌に位置付けます。
- ②委員会は、必要に応じて開催します。
- ③役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発や対応、認知及び教育委員会への報告に関すること等を行います。  
なお、いじめに関する情報につきましては、児童の個人情報の取り扱いに十分配慮します。

### (2) 職員会議

- ①定期的（毎月）に、全教職員でいじめと疑われる情報等も含め気になる児童について、現状や指導についての情報交換、及びサポートについて話し合います。
- ②ケースによっては、いじめ対策委員会に報告して、解決に向けて迅速に組織的に対応します。

## 5. いじめの未然防止のための取組

### (1) 児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行うとともに、学級のルールを守る規範意識の醸成に努めます。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがいの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や総合的な学習の時間等の指導を通して育みます。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな学校活動の中で指導します。
- ⑤見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導するとともに、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導します。

### (2) 教員に対して

- ①児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ②児童の自己実現が図られるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努めます。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図ります。
- ④「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示します。
- ⑤児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努めます。
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ちます。
- ⑦いじめの構造をはじめ、いじめ問題についての理解を深めるとともに、自己の人権感覚を

磨き、自己の言動を振り返るようにします。

⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年及び同僚への協力を求める意識をもちます。

### (3) 学校全体として

①全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。

②いじめ問題に関する校内研修はもとより、インターネットを通じて行われるいじめに対する未然防止のため、情報モラル教育を年間計画に位置付け、本校教職員の理解と実践力を深めます。

③いじめの未然防止に関する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行います。

本校独自の取組は、9～10月に、全校児童を対象に、

- ・児童集会での書記局もしくは生活委員会による啓発活動（寸劇など）
- ・いじめ防止標語の取組、校内コンクールの実施など

また、石狩市内全小中学校で毎年9月に行われる「いじめ防止強調月間」には、児童会を中心となって主体的に考える取組を実施します。

④いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図ります。

### (4) 保護者・地域に対して

①児童が発する変化のサインに気づいた時は、学校に相談することが大切であることを様々な機会を通じて情報提供します。

②いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより等で伝えて、理解と協力をお願いしていきます。

## 6. いじめの早期発見・早期対応のための取組

### (1) 早期発見にむけて

①いじめを早期に発見するために、定期的に調査を実施します。

・いじめアンケート調査及び学級担任による聞き取り調査 年3回（5月、10月、1月）

②児童の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気付いたことをいじめ対策委員会で共有します。

③様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、安心感をもたせます。

④いじめに関する相談を受けた場合は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会に報告します。

### (2) 早期対応の取組

①教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があつたいじめについてはいじめ対策委員会で協議します。

②解決に向けて、迅速に役割分担をしながら学校として組織的に対応します。

③事実関係を早期に把握するとともに、いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。

④いじめている児童に対しては、毅然とした態度で臨み、まずいじめをやめさせ、いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行います。

- ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行います。
- ⑥事実関係を当該の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えます。
- ⑦安易に解決したものと判断せず、しばらくの期間、多数の教員による見守りを行います。

## 7. 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ①児童が自殺を企図した場合
  - ②児童が身体に重大な障害を負った場合
  - ③児童が金銭を奪い取られた場合
- 等いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合です。

### (2) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告すると共に、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携をします。

### (3) 重大事態の調査

- ①いじめ対策委員会が中心となり、児童及び保護者に対するアンケート調査等を行い、事実関係を明確にするための調査を実施します。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることの無いよう配慮します。
- ②いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて対応します。

※重大事態が生じた場合は、教育委員会と協議して、弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「調査委員会」を設置し調査することになります。本校では、この調査委員会からの指導・助言を受けながら対応することとなります。

## 8. 学校評価について

いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うために、自己評価シートの項目に入れ、適正に取組の評価を実施して改善を図っていきます。

## 9. 保護者や地域、関係機関と連携した取組について

- (1) いじめ問題が起きた時には保護者との連携を一層密にして、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。
- (2) 学校内で問題解決が難しい場合は、教育委員会（教育支援課）やこども相談センター等の関係機関に相談しながら対応します。

(3) 学校公開や意見交換会等を通じて、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめの無い学校をめざします。

## 10. その他

本方針は必要に応じて適時見直しを図って参ります。

(令和7年12月改訂)